

いじめ防止等の基本的な方針

戸隠中学校

授業づくり(研究・道徳・人権教育)

☆規律ある授業、成就感・達成感のある授業

・「わかる授業」のあり方、「学習の約束」を共通理解し、授業研究会をする。

☆道徳教育の充実

・毎週、指導計画を立て、「思いやり」「命の尊厳」等の視点から授業を実施する。

☆人権教育の視点に立った授業

・他者への共感、友とのかかわり、表現力の向上、学習形態のあり方等の視点から授業づくりを推進する。
・7月に人権を題材とした授業を実施する。

人間関係づくり(生徒会・学級活動・行事)

☆互いの違いを認め合う人権週間

・6に人権週間・11月に人権月間を実施する。
・6月に「仲良くなろう」という視点から生徒集会を行う。

☆互いを受容し、認め合う学級活動

・学級内のコミュニケーションを活性化させる活動を推進する。
・平常活動・行事・学級合唱・レクを通して、仲間と協力するよさを振り返る。

☆交流体験活動

・8月に職場体験、農業体験、福祉施設と交流等、地域の方と交流をし、学んだことをまとめる。

研修(職員研修・人権教育)

☆人権感覚の向上研修

・5月に職員向けに、いじめチェックシートを用いた生徒理解研修の実施。
・8月に保小中高の合同研修を行い、縦の連携を通じた子ども理解、指導のあり方を学ぶ。また、第三者委員を招いての非違行為防止研修を通し、人権感覚を高める。
・2月に職員・保護者向けに、情報モラル研修を実施する。

生徒の実態把握(生徒指導・養護教諭)

☆アンケートの実施

・3ヶ月ごとの「いじめアンケート」。

☆定期的な教育相談

・学期に一回の相談・4月家庭訪問。
・12月保護者懇談会。
・相談の時間による日常的相談。

☆Q-Uの活用

・1・2学期に分析と支援方向の検討。

☆職員会議の連絡…からかいやふざけでも関係職員にメモ・口頭で報告・情報共有。職員会議・教務会・学年会における生徒の情報交換。

☆日々のコミュニケーション

・雑談や生活記録を通じた対話・保健室での対話。

☆観察

・休み時間・放課後の生徒の様子把握。
・授業中の取組、友とのかかわりの様子の把握。

☆保護者との連絡

・校内相談窓口(養護教諭)の設置。
・いじめ相談を呼びかける通信の発行。

相談窓口の提示(生徒指導)

☆相談機関の提示

・年度当初、生徒・保護者向けに相談機関の一覧を通信にて発行。
・相談機関一覧の掲示。

学校への評価(学校運営・学校評価)

☆保護者アンケートの実施

☆学校評議員会の実施(6・1月)

いじめ防止等の対策のための組織

・学級担任・養護教諭・生徒指導担当・管理職・関係教職員。必要に応じて、スクールカウンセラー・特別支援教育巡回相談・教育センター教育相談担当・スクールソーシャルワーカー・(スクールサポーター)等。
・いじめ情報の集約・事実調査。記録。対応検討。関係機関と連携した体制づくり。

計画・実施・評価

報告(発生・調査結果)

指導・助言
重大事態時の調査
主体・結果の報告

連携

☆市教委

・指導・助言

重大事態

①調査主体判断・連絡。

↓
②調査(市教委主体の場合)。

☆警察署等

・いじめる生徒に指導をしても十分な効果が上がらない場合(犯罪行為)。

いじめ
情報

報告
相談

①情報収集

☆いじめ発見

・その場で阻止。
暴力を伴う時は即時連絡(生徒でも可)。複数で対応する。

☆いじめ相談・関係者聞き取り

・聞き取りは分担し、同時刻かつ個別に実施する。

☆いじめられた生徒

・信頼できる人(友人・教職員・家族・地域の方)と連携し、寄り添える体制を作り、安心して学習等に取り組むことができる環境を整える。
・安全の確保。「徹底して守る」「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝える。

☆いじめた生徒

・「いじめは許されない」という毅然とした態度で指導にあたる。
・自らの行為の責任を自覚し、いじめられた子の心情を想像させる。
・不満やストレス、背景を理解しつつ、その発散の仕方を考えさせる。
・いじめをするに至った背景に目を向ける。
→必要に応じ・別室指導・出席停止(学校教育法に準じて)

☆いじめを見ていた生徒

・いじめられた生徒の心を想起し、自分の問題として捉えさせる。誰かに知らせる勇気、皆で止める勇気を持てたことを振り返る。はやしたてたり同調したりした行為がいじめに加担していたことを理解させる。
・「いじめをなくしていこう」という態度を養えるようにする。

③保護者との連携

☆即日、複数職員で関係生徒の家庭訪問。調査結果、事実報告。学校との連携方法について話し合う。

未然防止

早期発見

いじめに対する対応(ネットのいじめ対応も含む)